

当事務所の年内業務は12/27日(火)まで、仕事始めは1/5(木)です。本年中のご愛顧に心から感謝いたします。ウィズコロナの中、来年が皆さまにとって良いお年でありますように。



契約・遺言書
係より

遺産が1000万円以下で34%、5000万円以下でも43%、計77%が裁判になった相続トラブルの割合（令和元年度司法統計）で、財産が多くなくても争族が発生しているというのが現実です。夫婦と子2人（AとB）で、妻に先立たれた夫で考えてみます。夫は子Aに老後を見てもらっていたので自宅2500万円と現金1000万円の計3500万円を子Aに相続させる遺言書を作成。しかし、この場合、遺産額35



インフレで年金暮らしの老人にとっては大変な状況です。年金の目安としての「所得代替率」は「現役男性の平均手取り収入の1/2以上」と定めていますが、現在約60%なのが23年後には約50%に減る見通しです。少子化で年金の支え手=現役世代が減ってしまうのが原因。このため18年前に年金の伸びを抑える「マクロ経済スライド」が導入され、51%は維持されると国は説明しますが、将来的には50%を割る恐れもあると専門家は言います。そこで最近よく耳に



当事務所では毎週金曜日の朝9～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。

※下記の番号は当事務所の発信専用電話ですが、災害時の緊急連絡先電話としてもご利用頂けます。

① 070-5481-0659 ② 070-5481-0988 ③ 070-5080-7611